

議案第59号

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

消防団員の処遇を改善するため、出動費用弁償を出動報酬への変更並びに報酬の額及び支給方法の見直しを行う他、機能別消防団員の導入に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和52年二宮町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「団員」」を「「消防団員」」に改める。

第2条から第4条まで、第5条第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに第6条第1項中「団員」を「消防団員」に改める。

第9条中「団員」を「消防団員」に、「78」を「88」に、「とする。」を「とし、次の各号に掲げる消防団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる消防団員以外の消防団員 78人

(2) 従事すべき消防業務の範囲を限定して任用される消防団員（以下「機能別消防団員」という。） 10人

第9条に次の2項を加える。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定による条例定員は、前項第1号及び第2号に規定する消防団員の定員とする。

3 令第4条第3項の規定による条例定員は、第1項第1号に規定する消防団員の定員とする。

第10条から第12条まで及び第13条第1項中「団員」を「消防団員」に改める。

第14条の見出し中「（」の次に「年額」を加え、同条第1項中「団員には、」を「消防団員には、二宮町消防団の組織等に関する規則第3条に定める階級により、」に改め、「掲げる」の次に「年額」を加え、同条第2項中「報酬」の前に「年額」を加え、「毎年度末に」を「9月及び3月の年2回に分割し」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「報酬」の前に「年額」を加え、「団員」を「消防団員」に改める。

第15条の見出し中「費用弁償の額」を「出動報酬の額」に改め、同条第1項中「団員」を「消防団員」に、「費用弁償を、出動以外の職務のために町外に出張するときは、費用弁償として旅費を」を「報酬を」に改め、同条第2項中「費用弁償」を「報酬」に改め、同条第3項を削る。

第20条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第21条とする。

第19条第1項中「団員」を「消防団員（機能別消防団員を除く。）」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第19条とする。

第17条第1項中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(費用弁償の額及び支給方法)

第16条 出動以外の職務のために町外に出張するときは、費用弁償として旅費を別表第3に定めるところにより支給する。

2 費用弁償は、毎月分を翌月末までに支給する。

3 旅費の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

別表第1中「職名」を「階級」に改め、同表団員の項を次のように改める。

団員	機能別消防団員を除く。	〃	34,000円
	機能別消防団員	〃	5,000円

別表第2を次のように改める。

出動報酬	災害出動	1回4時間未満	4,000円
		1回4時間以上	8,000円
	警戒、訓練等出動	1回	3,000円

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 (第16条関係)

区分		金額	
旅費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	実費	
	宿泊料	1夜	10,000円
	① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。 ② 県外旅行の鉄道賃、船賃は1等実費とする。		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(議案第59号) 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、二宮町非常勤消防団員(以下「<u>消防団員</u>」という。)の任免、給与、定員、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 消防団長(以下「<u>団長</u>」という。)は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の<u>消防団員</u>は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、<u>消防団員</u>となることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(退職)</p> <p>第4条 <u>消防団員</u>は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>消防団員</u>が次の各号の一に該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>消防団員</u>は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>消防団員</u>が次の各号の一に該当するときは懲戒処分するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>消防団員</u>としてふさわしくない非行があったとき。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、二宮町非常勤消防団員(以下「<u>団員</u>」という。)の任免、給与、定員、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 消防団長(以下「<u>団長</u>」という。)は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の<u>団員</u>は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、<u>団員</u>となることができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(退職)</p> <p>第4条 <u>団員</u>は、退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 任命権者は、<u>団員</u>が次の各号の一に該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>団員</u>は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(懲戒)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>団員</u>が次の各号の一に該当するときは懲戒処分するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>団員</u>としてふさわしくない非行があったとき。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第9条 <u>消防団員</u>の定数は、<u>88人</u>とし、次の各号に掲げる消防団員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) <u>次号に掲げる消防団員以外の消防団員</u> 78人</p> <p>(2) <u>従事すべき消防業務の範囲を限定して任用される消防団員</u> (以下「機能別消防団員」という。) 10人</p> <p>2 <u>消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令</u> (昭和31年政令第346号。以下「令」という。) <u>第4条第1項第1号の規定による条例定員は、前項第1号及び第2号に規定する消防団員の定員とする。</u></p> <p>3 <u>令第4条第3項の規定による条例定員は、第1項第1号に規定する消防団員の定員とする。</u></p> <p>(服務規律)</p> <p>第10条 <u>消防団員</u>は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第11条 <u>消防団員</u>であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の<u>消防団員</u>にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情のない限り<u>消防団員</u>の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p>第12条 <u>消防団員</u>は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。</p> <p>第13条 <u>消防団員</u>は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(年額報酬の額及び支給方法)</p> <p>第14条 <u>消防団員</u>には、二宮町消防団の組織等に関する規則第3条に定める階級により、別表第1に掲げる<u>年額報酬</u>を支給する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第9条 <u>団員</u>の定数は、<u>78人</u>とする。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第10条 <u>団員</u>は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>第11条 <u>団員</u>であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の<u>団員</u>にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情のない限り<u>団員</u>の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。</p> <p>第12条 <u>団員</u>は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。</p> <p>第13条 <u>団員</u>は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(報酬の額及び支給方法)</p> <p>第14条 <u>団員</u>には、別表第1に掲げる報酬を支給する。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>年額報酬は、9月及び3月の年2回に分割し支給する。</u></p> <p>3 <u>年額報酬は、消防団員が新たに就職した場合には、その日からの日割計算により支給し、消防団員が退職、免職、その他により職を失ったとき又は死亡したときは、その日までの日割計算により支給する。</u></p> <p>(<u>出勤報酬の額及び支給方法</u>)</p> <p>第15条 <u>消防団員が水火災その他の災害若しくは警戒、訓練等に出動した場合は、出勤報酬を別表第2に定めるところにより支給する。</u></p> <p>2 <u>出勤報酬は、毎月分を翌月末までに支給する。</u></p> <p>(<u>費用弁償の額及び支給方法</u>)</p> <p>第16条 <u>出動以外の職務のために町外に出張するときは、費用弁償として旅費を別表第3に定めるところにより支給する。</u></p> <p>2 <u>費用弁償は、毎月分を翌月末までに支給する。</u></p> <p>3 <u>旅費の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。</u></p> <p>(<u>褒賞</u>)</p> <p>第17条 <u>町長は、消防団又は消防団員が任務遂行に当り、功労特に抜群であると認めるときはこれを表彰することができる。</u></p> <p>2 <u>団長は、前項による消防団員を表彰することができる。</u></p> <p>(<u>公務災害補償</u>)</p> <p>第18条 <u>消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、身体障害となった場合においては、その消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第19条 <u>消防団員が公務により負傷した場合においては、前条に規定するもののほか、本人に対し見舞金を支給する。ただし、支給方法については別に定める。</u></p>	<p>2 <u>報酬は、毎年度末に支給する。ただし、町長が必要と認めるときは、分割又は年度途中に支給することができる。</u></p> <p>3 <u>報酬は、団員が新たに就職した場合には、その日からの日割計算により支給し、団員が退職、免職、その他により職を失ったとき又は死亡したときは、その日までの日割計算により支給する。</u></p> <p>(<u>費用弁償の額及び支給方法</u>)</p> <p>第15条 <u>団員が水火災その他の災害若しくは警戒、訓練等に出動した場合は、出勤費用弁償を、出動以外の職務のために町外に出張するときは、費用弁償として旅費を別表第2に定めるところにより支給する。</u></p> <p>2 <u>出勤費用弁償は、毎月分を翌月末までに支給する。</u></p> <p>3 <u>旅費の支給方法については、一般職の職員に対する旅費支給の例による。</u></p> <p>(<u>褒賞</u>)</p> <p>第16条 <u>町長は、消防団又は団員が任務遂行に当り、功労特に抜群であると認めるときはこれを表彰することができる。</u></p> <p>2 <u>団長は、前項による団員を表彰することができる。</u></p> <p>(<u>公務災害補償</u>)</p> <p>第17条 <u>団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、身体障害となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第18条 <u>団員が公務により負傷した場合においては、前条に規定するもののほか、本人に対し見舞金を支給する。ただし、支給方法については別に定める。</u></p>

改正後		改正前																																					
(退職報償金) 第20条 消防団員（機能別消防団員を除く。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。 2 (略) (委任) 第21条 この条例に定めるもののほか、消防団員の任免、給与、定員、服務等については町長が定める。		(退職報償金) 第19条 団員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。 2 (略) (委任) 第20条 この条例に定めるもののほか、団員の任免、給与、定員、服務等については町長が定める。																																					
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">階級</th> <th colspan="2">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">班長</td> <td>〃</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団員</td> <td>機能別消防団員を除く。</td> <td>〃</td> <td>34,000円</td> </tr> <tr> <td>機能別消防団員</td> <td>〃</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>		階級		報酬額		(略)				班長		〃	35,000円	団員	機能別消防団員を除く。	〃	34,000円	機能別消防団員	〃	5,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">職名</th> <th colspan="2">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">班長</td> <td>〃</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">団員</td> <td>〃</td> <td>34,000円</td> </tr> </tbody> </table>		職名		報酬額		(略)				班長		〃	35,000円	団員		〃	34,000円	
階級		報酬額																																					
(略)																																							
班長		〃	35,000円																																				
団員	機能別消防団員を除く。	〃	34,000円																																				
	機能別消防団員	〃	5,000円																																				
職名		報酬額																																					
(略)																																							
班長		〃	35,000円																																				
団員		〃	34,000円																																				
別表第2（第15条関係）		別表第2（第15条関係）																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出動報酬</td> <td rowspan="2">災害出動</td> <td>1回4時間未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1回4時間以上</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">警戒、訓練等出動</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額		出動報酬	災害出動	1回4時間未満	4,000円	1回4時間以上	8,000円	警戒、訓練等出動		1回	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">出動費用弁償</td> <td>災害出動</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>警戒、訓練等出動</td> <td>1回</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旅費</td> <td>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>1夜</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額		出動費用弁償	災害出動	1回	3,000円	警戒、訓練等出動	1回	1,500円	旅費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	実費		宿泊料	1夜	10,000円	① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。			
区分		金額																																					
出動報酬	災害出動	1回4時間未満	4,000円																																				
		1回4時間以上	8,000円																																				
警戒、訓練等出動		1回	3,000円																																				
区分		金額																																					
出動費用弁償	災害出動	1回	3,000円																																				
	警戒、訓練等出動	1回	1,500円																																				
旅費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	実費																																					
	宿泊料	1夜	10,000円																																				
① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。																																							

改正後		改正前															
別表第3 (第16条関係)		② 県外旅行の鉄道賃、船賃は1等実費とする。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">旅費</td> <td>鉄道賃、船賃、航空賃、車賃</td> <td colspan="2">実費</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>1夜</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> ① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。 ② 県外旅行の鉄道賃、船賃は1等実費とする。 </td> </tr> </tbody> </table>		区分		金額		旅費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	実費		宿泊料	1夜	10,000円	① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。 ② 県外旅行の鉄道賃、船賃は1等実費とする。				
区分		金額															
旅費	鉄道賃、船賃、航空賃、車賃	実費															
	宿泊料	1夜	10,000円														
	① 急行料金を要したときは、その実費を加算する。 ② 県外旅行の鉄道賃、船賃は1等実費とする。																